

## ○狭山市議会議員政治倫理規程

平成21年6月24日

議会告示第1号

### (目的)

第1条 この規程は、狭山市議会議員（以下「議員」という。）の責務及び倫理規範の基本事項を定めることにより、政治倫理の確立に努め、もって市民の厳粛な信託に応え、民主的で開かれた議会の発展に寄与することを目的とする。

### (議員の責務)

第2条 議員は、より豊かな生活を願う市民全体の奉仕者として、議員としての使命及び責任を果たすため、積極的に活動するとともに、市民の代表としてふさわしい高い識見を養うよう努め、議員としての品位及び名誉を損なうような一切の行為は、厳に慎まなければならない。

2 議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する法令を遵守しなければならない。

3 議員は、政治不信を招く公私混交を絶ち、市民全体の利益の実現を目指して行動しなければならない。

### (倫理規範)

第3条 議員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

(2) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。

(3) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(4) 市職員の採用、人事異動、昇格等に関与しないこと。

(5) 事実と反する宣伝活動を行わないこと。

(6) その他議員としての品位及び名誉を損なう行為を行わないこと。

2 議員は、前項に規定する規範（以下「倫理規範」という。）に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。

### (審査の請求)

第4条 議員は、倫理規範に反する疑いがある行為が議員により行われたと認められ

るときは、議員3人以上の者の連署及びその理由を明らかにした文書により、狭山市議会議長（以下「議長」という。）に倫理規範に反する行為の存否について審査の請求をすることができる。

（審査会の設置等）

第5条 議長は、前条に規定する審査の請求（以下「審査請求」という。）を受けたときは、その内容を精査し、相当の理由があると認められる場合は、当該審査請求を受けた日から14日以内に狭山市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、これに当該審査請求の審査を付託しなければならない。

2 審査会は、審査の対象となっている行為を行った議員（以下「対象議員」という。）及び審査請求をした議員を除く議員の中から、議長が任命する8名の委員をもって組織する。

3 審査会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 審査会の委員の任期は、当該審査請求の審査の終了までとする。

5 審査会の委員が欠けたときは、議長は、速やかに補欠委員を任命するものとする。

（審査会の運営等）

第6条 審査会の運営は、次に定めるところによる。

（1）審査会は、前条第1項の規定により審査を付託されたときは、倫理規範に反する行為の存否について審査する。

（2）審査会は、前号の規定による審査を行うため、対象議員、審査請求をした議員及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

（3）審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

（4）審査会の会議は、原則公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の同意により非公開とすることができる。

（5）委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（6）その他審査会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が審査会に諮って定める。

2 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べ、事実の解明に協力しなければならない。

（審査結果の報告等）

第7条 審査会は、審査請求の審査が終了したときは、当該審査の結果を書面により、

議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定により報告を受けた事項を尊重し、当該審査に係る対象議員に対し、必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。